

第 3 節 服 務

○職員の服務の宣誓に関する条例

制 定 昭和28年12月26日 条例第68号
改 正 昭和37年 9月15日 条例第 3 号
昭和42年 2月27日 条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。

(職員の服務の宣誓)

第 2 条 新たに職員となつた者は、採用と同時に企業長又は企業長の定める上級の職員の前において別記様式に定める宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。但し緊急の事態に際し、企業長が必要と認める場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。

一部改正〔昭和37年条例第 3 号、昭和42年条例第 2 号〕

(施行細目)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

一部改正〔昭和37年条例第 3 号、昭和42年条例第 2 号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年 9月15日条例第 3 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和37年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和42年 2月27日条例第 2 号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年 4 月 1 日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により庁長がした手続きその他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づいて企業長がした手続きその他の行為とみなす。

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治並に公営企業の本旨を体すると共に、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として公共の福祉を増進するよう、誠実且つ公平に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏

名[㊟]

※
〔神追四四〕